

海陽町人事行政の運営等の状況について

海陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年海陽町条例第230号)第4条の規定に基づき、令和5年度の海陽町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(R5.4.1～R6.3.31)

区 分	採用者数
一般行政職	1 人
技能労務職	—
企業職	3 人
計	4 人

(2) 退職者の状況(R5.4.1～R6.3.31)

区 分	定年退職	応募認定退職	普通退職	その他 (免職・死亡等)	退職者計
一般行政職		1 人	4 人		5 人
教育職			1 人		1 人
企業職			3 人		3 人
計		1 人	8 人		9 人

(3) 職員数に関する状況(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年増減数
		令和4年	令和5年	
一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0
	総 務	37	34	△ 3
	税 務	6	6	0
	民 生	16	17	1
	衛 生	8	8	0
	農林水産	6	6	0
	商 工	5	4	△ 1
	土 木	5	5	0
	小 計	84	81	△ 3
教 育		13	14	1
普通会計 計		97	95	△ 2
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	32	33	1
	水 道	2	2	0
	下 水	3	3	0
	そ の 他	8	8	0
	小 計	45	46	1
合 計		142	141	△ 1

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

公正な人事管理を行うとともに、職員の人材育成を推進することを目的とし実施しています。

(1) 評価方法

- ①能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、業務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間 毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌3月31日

(3) 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算額)

区分	住民基本台帳人口 年度末(人)	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A(%)
令和5年度	8,291 人	7,980,275 千円	481,549 千円	1,142,612 千円	14.3%

(2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費(千円)				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	128 人	461,939 千円	66,013 千円	178,840 千円	706,792 千円	5,522 千円

(注) 1 給与費には、短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

2 職員手当には退職手当を含んでいません。

3 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44 歳	297,656 円	321,244 円
技能労務職	62 歳	184,055 円	186,655 円
保健師	40 歳	303,960 円	309,800 円
看護師	48 歳	319,668 円	341,605 円

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		初任給	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	175,300 円	248,500 円	254,300 円	316,400 円
	高校卒	154,600 円	243,100 円	該当者なし	303,500 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	155,300 円	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(5) 職員の手当の状況(令和5年4月1日現在)

○期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.200 月分	1.000 月分
12月期	1.200 月分	1.000 月分
計	2.400 月分	2.000 月分
加算措置	・職制上の段階、職務の級等に加算措置あり	

○退職手当

区 分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.709000 月分
加算措置	・職制上の段階、職務の級等に加算措置あり	

○扶養手当

区 分	支給月額
配偶者	6,500 円
子	10,000 円
父母等その他扶養親族	6,500 円
15～22歳の子の加算	5,000 円

○住居手当

区 分	支給月額
借 家 借 間	・家賃の額に応じて支給 (最高支給限度額 28,000円)

○通勤手当

区 分	支給月額
交通機関の利用者	・55,000円を限度に支給
自家用車等の利用者	・通勤距離が2km以上60km未満 2,000円～29,800円を支給 ・60km以上 31,600円を支給

○管理職手当

区 分	支給月額
庁舎長・参事・推進本部長・総務課長	50,000円
課長・院長・看護師長・事務長・教育次長・事務局長	院長53,000円・その他41,000円
主幹・保育所長・幼稚園長・診療所事務長	主幹32,000円・保育所長32,000円・幼稚園長32,000円 診療所事務長32,000円

○特殊勤務手当

手 当 の 名 称	支給月額
感染症防疫等作業手当	1日につき 2,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策の業務従事について特例を設置(日額3,000円、4,000円)
医療研究手当	月額 350,000円～500,000円
危険手当	月額 5,000円～20,000円
手術手当	手術1回につき手術料の固定点数の2割の額を施術医師の数で除した額
放射線等検査手当	検査1回につき診療報酬の1割の額
往診手当	往診1回につき3,250円
へき地医師勤務手当	勤務年数等により30,000円～100,000円まで支給

(6) 特別職の報酬月額などの状況(令和5年4月1日現在)

区 分	給料(報酬)月額	期末手当の支給割合
町 長	768,000 円	6月 1.200月分 12月 1.200月分 計 2.400月分 職務上の加算措置 あり
副 町 長	615,000 円	
教 育 長	553,000 円	
議 長	269,000 円	
副 議 長	231,000 円	
議 員	192,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)(令和5年4月1日現在)

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休息时间	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	無	12:00～13:00

(2) 主な休暇制度の状況(令和5年4月1日現在)

休暇の名称	内 容	休暇日数等
年次休暇		1の年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる
病気休暇	公務上の負傷又は疾病	休養を要する程度に応じ、最小限度必要と認める日又は時間
	その他の私傷病	90日を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、最小限度必要と認める日又は時間
特別休暇 (主なもの)	ボランティア活動に参加する場合	5日の範囲内の期間
	結婚する場合	その都度必要と認める期間。ただし、5日を超えることはできない。
	産前産後の場合	その分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間
	子の看護をする場合	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日の範囲内の期間
	親族が死亡した場合	親族により1日から7日の範囲内で必要と認める期間
	父母を追悼する場合	1日
	夏期における心身の健康の維持・増進等の場合	7月1日から9月30日までの期間において原則として連続する5日の範囲内の期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認める日又は時間

(3) 休暇の取得状況

年次休暇(R5.1.1～R5.12.31)

総使用日数	職員数	1人当たりの平均使用日数
1,081.9 日	108 人	10.0 日

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況 (R5.4.1～R6.3.31)

区 分	育児休業	育児部分休業	育児短時間勤務
令和5年度に新たに取得した者	7 人	4 人	0 人
前年度から引き続いている者	5 人	0 人	0 人

(2) その他の休業の取得状況 (R5.4.1～R6.3.31)

区 分	配偶者同行休業
令和5年度に新たに取得した者	0 人
前年度から引き続いている者	0 人

※現在、自己啓発等休業、修学部分休業、高齢者部分休業は条例制定していません。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 処分者等の状況 (R5.4.1～R6.3.31)

区 分	分	処分者数
分限処分	免 職	0 人
	休 職	1 人
	降 任	0 人
	降 給	0 人
懲戒処分	免 職	0 人
	停 職	0 人
	減 給	0 人
	戒 告	0 人

7 職員の服務の状況

地方公務員法第30条の規定により、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。また、同32条から38条までには、職員の義務、禁止・制限事項が規定されています。

これらに対する、令和5年度の服務義務違反件数は以下のとおりです。

第33条 信用失墜行為の禁止 . . . 0件

第35条 職務に専念する義務 . . . 0件

8 職員の退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

9 職員の研修の状況

研修機関等における研修の状況 (R5.4.1～R6.3.31)

研修名	参加者数
一般研修(新規採用職員研修、階層別職員研修等)	28 人
特別研修(能力開発・向上研修等)	38 人
人権研修	124 人
県派遣(人事交流)	2 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (R5.4.1～R6.3.31)

区 分	受診者数
定期健康診断	47 人
人間ドック	82 人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福祉事業内容
市町村職員共済組合	・保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	・給付事業、厚生事業、助成事業、互助貸付事業

○ 互助会会員数 (令和5年4月現在)

事業団体	会員数	掛金・補助金率
市町村職員互助会	231 人	定額1,000円×12月
徳島県教職員互助会	18 人	上限2,100円×12月(掛金のみ)

○ 公費支出状況

年 度	負担額(単位:千円)	会員一人当たり(単位:円)
令和5年度決算	2,684千円	11,568 円

○ 定期健康診断に係る決算

年 度	負担額(単位:千円)	備 考
令和5年度決算	1,279 千円	会計年度任用職員等含

(3) 公務災害の状況 (R5.4.1～R6.3.31)

区 分	認定件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件

※公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 利益の保護の状況 (R5.4.1～R6.3.31)

区 分	件数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件

《このページに関するお問い合わせ》

海陽町役場 総務課
〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地
(電話) 0884-73-4151
(FAX) 0884-73-2718